



ご存知ですか！？

埋蔵文化財の事前確認！！

開発事業・住宅建築等における

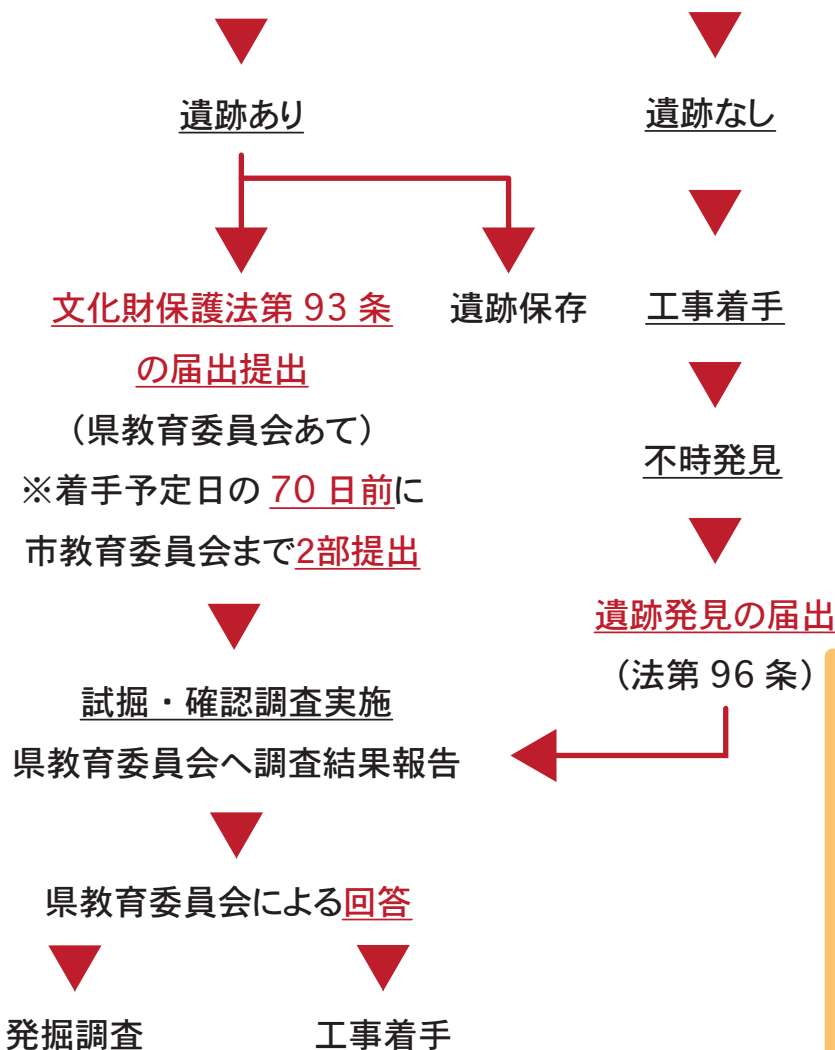
文化財の行政諸手続きについて

筑西市内には、指定文化財や埋蔵文化財が多く所在し、
その全てが法律や条例の規定によって保護されています。
市内で開発事業や住宅建築等を計画・実施する際には、
事前に市教育委員会担当課に照会し、文化財の有無を
ご確認下さい。



手続きのフローチャート

埋蔵文化財等の所在の有無についての照会
(市教育委員会あて)



○開発事業等の例

住宅の新築・建て替え
店舗・工場等の施設建築
上下水道・浄化槽の工事
造成工事
農地の改良
太陽光発電所の設置
山林の伐採
等

手続きの詳細や提出書類様式は、
ホームページでも紹介しています。
【お問い合わせ先】



筑西市教育委員会 文化スポーツ課
TEL : 0296-22-0183
FAX : 0296-22-0170
MAIL : culture-sports@city.chikusei.lg.jp